所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、

毎

年1

「得税の 確定申告書は

自分で作成してお早めに

2月16日(水)~3月15日(火)

申告書を提出して、

税の額を計算し、

平成22年分の所得税の確定申告の 相

より提出することができます。 たは税務署の時間外収受箱への投函に 申告書は郵便や信書便による送付ま 国税庁ホームページ

までです。

16日 (水) から同年3月15日

(火

佐渡税務署におたずねください 【www.nta.go.jp】で確認されるか

※昨年とアミューズメント佐渡 納税は取り扱っておりません。 せん)。また当会場では、現金等での ますのでご注意ください(この期間中 文化会館) 1階はまなすホールとなり 場はアミューズメント佐渡(佐渡中央 は佐渡税務署での相談は行っておりま (火)の確定申告期間中の申告相談会 なお2月16日 (水) から3月15 (佐渡 Н

談および申告書の受付は、平成23年2

申告書を作成するときは

得税を納める義務があります。

問わず、そのすべての所得について所

所得が生じた場所が国の内外を

※日本国内に住所を持っているか、

現

不足を精算する手続です。

金や予定納税で納めた税金などとの過

在まで引き続いて1年以上居所がある

紙等は、 ンロードできますのでご活用くださ 印刷した「書面」により提出すること 等作成コーナー」では、 得税の確定申告の手引き」や申告書用 提出することもできます。 子申告・納税システム)」を利用して ができるほか、 を作成できます。 消費税の申告書や青色申告決算書など 従って金額等を入力すれば、 税庁ホームページの 国税庁ホームページからダウ 「e-Tax(国税電 作成したデータは、 画面の案内に 「確定申告書 また、「所 所得税、

分で作成して、 場は大変混雑し、 出してください くことが予想されます。 期限間近になりますと、 できるだけお早めに提 長時間お待ちいただ 申告書はご自 申告相談会

央文化会館)

内での会場が変更にな

べての所得の金額とそれに対する所得 から12月31日までの1年間に生じたす 申告期限までに確定 源泉徴収された税 月1日 さい。 にはって申告書と一緒に提出してくだ 書の裏面にはらず、 となります。 無くなり、 なお、

申告書の税務署への送付

ください。 詳しくは、 扱いで送付することはできません)。 ります(郵便物・信書便物以外の荷物 とから税務署に送付する場合には、 「郵便物」 「信書便物」として送付する必要があ 確定申告書は、 総務省ホームページをご覧 (第一種郵便物) 「信書」に当たるこ または

留意ください。 郵便または信書便を利用されるようご 送付により提出される場合には、 書はお早めに提出いただくとともに、 された日を提出日とみなします。 物または信書便物の通信日付印に表示 便で税務署に送付する場合、 また、確定申告書を郵便または信息 その郵便 必ず 申告

ご覧ください。 を送付することができません。 ゆうメール、ポスパケットでは、 ※ゆうパック、EXPACK50 は、郵便事業株式会社ホームページを 詳しく 信書 0

納期限は3月15日。ぜひ振替納税で!

成3年3月15日(火)です。 確定申告による所得税の納期限は平 申告書の提

以降に使用するものから、 ※所得税の確定申告書は、 提出用・控用の2枚で1組 添付書類台紙など 添付書類は、 住民税用が 平成22年分 出 一後に、

ださい。 付には便利な振替納税をぜひご利用く よる納税のお知らせはありません。

納付書の送付や納税通知等に

納

振替日(平成23年4月22日(金)) に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き 落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。 *振替納税のお申込みは、 「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成23年 振替納税 3月15日(火)までに提出してください。 *転居等により所轄の税務署が変わった場合や、すでに振替納税で指定している金融 機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要となります。 (平成23年3月15日(火)) までに金融機関(日本銀行歳入代理店) または所 轄の税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署または所轄の税 現 金 で 務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。 納 付 *金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。 自宅やオフィスのインターネット等を利用して納付できます。 電子納税 詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。